

八千代台東ふれあい農園 利用規約

- ☐ 農作業の実施に関し、一般社団法人にあとびあの指示があったときは従うこと。
- ☐ 毎年度一区画あたり、料金月額2,500円税込(年額30,000円)について、指定する期日までに支払うこと。ただし、賛助会員については、当該料金を月額2,000円税込(年額24,000円)とする。
- ☐ 契約期間は、3年間または5年間とする。
- ☐ 契約期間終了、または解約した場合、残存物がある場合は、すみやかに対象農地を現状どおりに戻すこと。
- ☐ 区画の適正な管理使用に努めること。
- ☐ 農園内の共同使用部分においても、共同使用者としての責任をもって、適正な管理に努めること。
- ☐ 農園への樹木の定植をしないこと。
- ☐ 地域の良い環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めること。
- ☐ 自家消費のための野菜や花き等の栽培に使用すること。
- ☐ 栽培する作物は、契約期間内に収穫が完了すること。
- ☐ 農園の使用において生じた野菜などの残存物は、指定する場所に投棄し、堆肥化に努めること。
- ☐ 農薬の使用は、周辺に迷惑をかけないように努めること。
- ☐ 農園内に工作物などを設置しないこと。
- ☐ 滞在により生じたゴミ類は、持ち帰ること。
- ☐ 自家用車は、あらかじめ指定された駐車場に駐車すること。
- ☐ 建物及び工作物を設置しないこと。
- ☐ 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- ☐ 貸付農地を転貸しないこと。
- ☐ 暴力団など反社会的勢力に所属またはこれらの者との関係を有していないこと。